

第 10 回豊島廃棄物処理協議会議事録

日 時 平成 17 年 1 月 23 日(日)

13 : 00 ~ 15 : 20

場 所 マリンパレスさぬき 2 階「瀬戸」

出席協議会員(15 名)

学識経験者

会長代理 岡市友利

申請人らの代表者

大川真郎 石田正也 中地重晴 山本彰治(安岐正三代理) 長坂三治

浜中幸三 石井 亨

香川県の担当職員等

田代 健 山本伸二 美藤知直 尾崎 猛 藤田淳二 大森利春 瀧本関雄

印は議事録署名人

傍聴者

豊島 3 自治会関係者 約 30 名

公害等調整委員会専門委員 佐藤雄也

報道関係者 約 5 名

議 事

1 開 会

司会者から以下の報告があった。

本日は南会長が欠席している。

安岐協議会員の代理として山本彰治氏が出席している。

公害等調整委員会から佐藤専門委員が出席している。

2 会長代理挨拶(要旨)

「共創の理念」から「共創の実現」の段階になってきた、処理協議会はまさにその実現の場である。

一日当りの処理量は目標に近づいてきている。

ダイオキシン類濃度の超過した水が流出した件については、技術アドバイザーにも一端の責任がある。平常時であれば問題なかったが、異常時の対処としては問題があった。排水処理検討会で異常時の対処についても検討していく。

外部評価について、いろんな手順が示されており、成果に期待している。

実りある成果が得られるよう協力をお願いしたい。

3 議 題

(1) 協議会の運営について

議事録署名人に長坂協議会員と美藤協議会員が指名され了承した。

本日の議題に非公開とすべき内容は無いことから、公開で行うこととした。

(2) 豊島廃棄物等の処理状況について

県側から説明

平成 16 年度の処理状況等について 12 月末現在の状況を報告した。

廃棄物等の処理実績

1. 廃棄物等の中間処理量

- ・ 42,485 トンである。試運転期間を含む平成 15 年度の処理量 27,631 トンと合わせて、これまで約 7 万トン进行处理している。
- ・ なお、処理量とは、溶融炉内の熱収支計算により溶融処理量を推計し、この値から実測による蒸発水分量の減量及び溶融助剤添加による増量分を補正したものである。
- ・ 平成 16 年度の計画達成率は 12 月末現在で 91.56% である。

2. 搬出量、積込量及び輸送量

- ・ 掘削現場からの搬出量は 35,170 トン、中間保管・梱包施設での積込量は 37,597 トン、陸上・海上輸送量は 37,535 トンである。

3. 特殊前処理物の処理量

- ・ 岩石及びコンクリートが 86 トン、金属物が 10 トン、ドラム缶 102 本、可燃物 493 トンである。

4. 副生物の発生量

- ・ 鉄 272 トン、銅 412 トン、アルミ 93 トン、溶融飛灰 2,512 トン、溶融スラグ 31,196 トンである。
- ・ 利用実績は、鉄は 11 月に 230 トンを、銅は 8 月に 269 トンを競売により販売した。
- ・ アルミはストック段階である。
- ・ 溶融スラグは 10,903 トンを販売した。また、スラグの有効利用を図るため、坂出に加え、小豆島と高松にストックヤードを整備し、小豆島は 11 月から、高松は 1 月から搬入を開始している。

5. 高度排水処理施設の処理

- ・ 17,432 トンを処理している。

モニタリング等の実施状況

表 6 に計画に対する実績を示している。16 年 10 月の沈砂池の水質検査については、10 月に採取分析したものは、異常時の扱いとし、通常時のモニタリングとしての実績扱いにしていない。

住民側の意見

実際の行為として調査してダイオキシン類濃度結果が出たのだから、それは異常時として対応したなら、実施はしたが、こういう理由でデータは別扱いしている、というように書いた方がいいと思う。

岡市会長代理

実施しているけれど異常時のデータとして取扱うということならば、むしろ や で示してもいいぐらいと思う。

県側の回答

実施しているので表現の仕方を変えさせていただく。「緊急時対応にて実施とか」表現の仕方を工夫したい。

住民側の発言

管理委員会にいろいろ計画を見てもらうが、提出する資料は相当ある。資料のデータは管理委員会が詳細にチェックできる訳ではないので、十分検討した上で出して欲しい。

県側の回答

了解した。

薬品、ユーティリティの使用量等

表 7 に示すとおりである。12 月の掘削・運搬における生石灰と炭酸カルシウムが増加しているのは、異常降雨の影響で廃棄物等の含水率が増え、溶融助剤の使用量が増えたことによる。

見学者数について

豊島側と直島側を合わせて 11,910 名が見学に訪れている。

ヒヤリ・ハット等の状況

中間処理施設において 16 年 8 月 5 日に可燃物粒度選別機のマンホール開放作業中に左手人差指の裂傷、10 月 13 日に計装空気除湿機出口のバルブを開けたままにしてバーナーが失火、11 月 29 日に 2 軸剪断式切断機分散装置のドラム裏側点検港の蓋が落ちた。

また、昨日、1 月 22 日、豊島処分地で排水対策検討会現地視察中に養生中の廃棄物付近から白煙が出ていたのを発見した。生石灰との混合に起因するものと思われる。

岡市会長代理

昨日の白煙の件について、前回の教訓が活かされていなかったことは非常に残念に思うが、混合はよく攪拌しながら慎重に作業するよう県からも指導しているところである。

住民側の発言

炉の小爆発から再稼働以降は順調に処理が進んでいるようだが、処分地については、現在のように上から剥ぎ取っていくと、5年後には地下水位まで進んで廃棄物層が水浸しである可能性がある。日量65トンの水処理施設では異常降雨があれば地下水量が激増する状態である。今でも生石灰や炭酸カルシウムを大量に入れて乾燥しているのに、そうなったら掘削・溶融は最後までうまく行けるのか。

県側の回答

3月26日の管理委員会では掘削計画が主な議題になる。専門家の意見も聞きながら、計画を立てた上で管理委員会でご審議いただくこととしている。

住民側の発言

昨日、管理委員会の開催と同じ時間帯に2号炉が止まった状況があった。分かる範囲で報告をしていただきたい。

県側の回答

昨日14時ごろ、2号溶融炉の動力制御盤のブレーカーが止まってバーナーが失火した。原因については今のところよく分かってないが、立ち上げに向けての緊急モードでは異常がなかったことから16:30に着火し、溶融再開は24時になった。本日、電気を施工した専門業者に電気系統の確認をしていただき、今朝10時に報告を頂いたが、異常はなかった。すぐに電気系統全体の点検をすべきか、3月の全体の点検整備まで待てるかどうかを検討している状況である。バーナーが止まるとCO値が上がる、不完全燃焼で30ppmの管理基準値を超え、硫黄酸化物も基準を超えたので関係機関に連絡し情報表示にも掲載したという状況である。

(3) 第4回豊島廃棄物等管理委員会の審議内容について

県側の説明

豊島処分地の排水対策について

1. 「沈砂池におけるダイオキシン類管理基準値超過の経過」から説明する。
 - 1回目は、10月5日採水、10月28日に判明したもの。沈砂池1が15pg-TEQ/L、承水路が76pg-TEQ/Lであった。
 - 2回目は、11月4日採水、11月9日に判明したもの。沈砂池2が25pg-TEQ/Lであった。
 - 3回目は、12月6日採水、12月17日に判明したもの。沈砂池1が61pg-TEQ/L、沈砂池2が72pg-TEQ/Lであった。
2. 次に「沈砂池におけるダイオキシン類対策について」説明する。
 - ・汚染原因の究明方法として

処分地のどの部分から汚染源が流入したのかを検証するため、沈砂池の流入経路を沈砂池 2、後背地、シート上、沈砂池 1、承水路に分割し、各系統を確認する。

- ・対策案として以下を検討する。

雨水排除対策として、処分地への流入水の排除、シート敷設区域の拡大原因の除去対策として、素掘り水路の改善、雨水水路周りの対策、沈砂池等の沈殿物の除去、後背地の廃棄物除去、粉塵の飛散防止、高濃度廃棄物の混合方法の検討

放流水管理対策として、ダイオキシン類の簡易測定法の検討、ダイオキシン類濃度の SS からの換算方法の改善、沈砂池 1 の貯留水の SS 除去方法の検討（自然沈降を待つ以外に凝集剤の使用も視野に入れる。）

当面は、マニュアルに従い、43 項目について分析（ダイオキシン類は公定法による）し、管理基準値を下回っている場合のみ放流する。

- 3. その他の検討事項を説明する。

浸透トレンチの溜まり水の分析によると、ダイオキシン類は溶解態に 24%、懸濁態に 76% 含まれており従前より溶解態に含まれる割合が増えている。後背地の土壌は現在分析中である。

豊島処分地内地下水量の推計について

豊島処分地の地下水位について、週 1 回の頻度で観測井を測定している。この値に、過去 20 年間降雨量データ、高度排水処理施設放流量、蒸発散量を加えて、今後の地下水量の変動を推計した。16 年 12 月末で 38,871 m³ であるが、17 年 12 月末には 31,549 m³ と 7,322 m³ 減少する。

平成 16 年度台風による豊島の被害状況について

- ・台風 16 号（8 月 30 日～31 日）は、高潮被害で西海岸場内道路の護岸法面の崩壊、シートのめくれ等
- ・台風 18 号（9 月 7 日）は、暴風被害で沈砂池 1 の放流口が埋没
- ・台風 21 号（9 月 29 日）は、雨量が多く洪水被害
- ・台風 23 号（10 月 20 日）は、雨量が多く洪水被害で北海岸土のうが崩落等した。

中間処理施設における処理量確保対策について

16 年度中において 1 日あたりの計画処理量に届かないことが多かったことからクボタに対策を検討していただいた。その結果は以下のとおりである。

これまで定期的に処理していた粗大スラグ破碎物を、一定量貯留した後、まとめて処理する。（供給羽に付着した処理物を除去する効果がある）

処理物の土壌比率（40％程度までに上げて経過観察中）を高めることで発熱量を下げ、処理量の向上を図る。

処理物の塩基度は0.45程度が妥当であるので現状の塩基度調整を継続する。

環境計測・周辺環境モニタリング調査結果について

16年度中の環境計測・周辺環境モニタリングの実施状況について説明した。

外部評価実施の概要について

- ・外部評価は、豊島事業の実施状況を第三者機関により評価してもらい、それを今後の事業実施に役立てようとするものである。
- ・対象者は、請負業者と香川県。実施方法は、ドキュメント調査とヒアリング調査である。評価すべき事項は、各種マニュアルに基づく事業実施状況、各担当者の知識・意識レベル、非常時・緊急時の対応、各担当者への教育・訓練の実施状況、請負業者及び香川県の内部チェック状況、その他必要な事項である。

岡市会長代理

資料がたくさんありましたが、どこからでもいいので意見がありましたらどうぞ。

住民側の発言

台風被害で北海岸の一番西端にある高度排水処理施設からの排水口の塩ビのパイプが壊れたままになっている。不恰好なので修理をお願いしたい。

県側の回答

北海岸の土のうの修繕と合わせて発注する。

住民側の発言

沈砂池におけるダイオキシン類対策については、原因を究明して、対策を検討し、マニュアルを改正していく。それまでは当面の処置をやっていくがその過程や水収支に基づく対策などについては、事務連絡会でいろいろ教えて欲しい。

処理量確保対策は、これが一番の不確定要素で、故障が無いという前提である。実際は、今まで計画通りできていないのは故障が原因で、一番大きな問題を除いているような気がする。請負業者に故障の無いように強く要望してもらいたい。

外部評価については、これまでの行政で取り入れたことはないようなことをやろうとしている点は非常に評価している。経験が無いことだから十分なことは出来ないかもしれないが、やりながら改善を進めて全国でも香川県は立派であったというものを作り上げていただきたい。

県側の回答

事務連絡会でダイオキシン類対策の進捗や地下水対策の概要は報告していく。地下水量の推計はこれから策定する掘削計画にも含まれると考えている。

故障の日数の問題については、我々もミス無くして稼働日数を増やすことが一番の対策だと考えており、クボタへも常々申し入れしている。クボタも気にしており、今年は正月休みを返上して操業するなどいろいろやっている。中間処理施設の年間稼働計画 300 日であるが、日数が増えればそれだけ処理量も増えるが、極力そういったミスを減らす努力をしていく。

外部評価については、始められるものから始めて、だんだんいいものにしていく努力をしながら進めて行きたいと考えている。

住民側の発言

三菱マテリアルの溶融炉は、事故もなく運転されているのだろうか。

一般的に、全国的にも産廃の溶融炉では事故があるようだが、一般廃棄物の溶融炉では事故は無いのだろうか、産廃の溶融炉は一廃の溶融炉に比べて未完成ということなのか。

県側の回答

三菱マテリアルとは、お互いに情報交換を行っているが、処理能力を上げるためキャスターや耐火煉瓦の補修をしているようなことは聞いている。現在は、受注も好調で、年間にオーバーホールしながら運転しているのは豊島処理事業と同じようである。

また、事故等があれば報告が県に上がってくることになっているが、重大な事故や環境に影響を与える事故というのはない。ちょっとした電気系統のトラブル等があったようだ。

産廃の溶融炉というより、豊島の廃棄物にはいろいろなものが入っている。それと、アルカリシリカ反応検査など、スラグを再利用することから非常に厳しい条件の中で運転している。そういうのも多少影響がでていると考えている。

住民側の発言

処理量確保対策の説明で少し気になったのは、粗大スラグを中に入れるとのことですが、もう既にやっているとの説明があったが、それは管理委員会に報告した上でやるべきではないかと思うが、その辺の説明をお願いします。

県側の回答

実験といっても、日々の運転の中でやっていくもので、結果がよければ続けていくというものである。委員会へは、こういった実験をやることは報告しており問題はないと考えている。

住民側の発言

昨日の管理委員会にマニュアルの改正案が出たが、ここで一連の手順について管理委員会と事務局である県との解釈がずれていたような印象を受けた。非常に難しい問題を抱えている時期なので、十分な情報交換をしながら運営をすすめていただきたい。

県側の回答

今回の件については、日程の問題もあって十分な連絡調整ができなかったということもあったが、委員会の場合は、決してセレモニーではないので、事前の打ち合わせの足りない部分も、委員会での議論の中で意見をいただき成果が得られたと考えている。

岡市会長代理

外部評価の関係機関の関係図の中でも、住民側から管理委員会と県との間に往復の矢印（ ）がなかったと指摘され、矢印を入れてもらっているところである。外部評価の結果、県と管理委員会との意思疎通が現在以上に図られるようにと指摘される可能性もある、そういうものとして受け止めたいと思っている。

昨日の管理委員会にも出ていましたので少し申しますと、放流水の管理対策として、ダイオキシン類濃度の簡易測定の検討をできるだけ早く進めて放流対策に支障がないようお願いしたいと思っている。

(4) 非常時における現場の管理体制について

住民側からの提案の趣旨説明

台風や集中豪雨などのときに、豊島の現場に県の正職員を常時置くようにして頂きたい。今は職員がいる場合といない場合がある。いない場合は、直島環境センターや廃棄物対策課から業者に指示をして業者だけが動いている。台風や集中豪雨など天気予報でわかるような時は、常に職員を豊島に配置して、現場で完全な対応をして欲しいという趣旨である。

県側の回答

資料 8 は、異常時緊急時マニュアルにおける連絡体制と職員派遣の体制について、荒天時、異常時、緊急時に分類して大まかに示したものである。マニュアル上の措置はこの表のとおりであるが、今年の台風による異常時の事態を踏まえ、今後の対応としては、異常時と緊急時はもちろんのこととして、台風接近や大雨が予想される予防措置が必要と判断される荒天時にも、正職員 2 名を派遣することとする。荒天時などは、職員派遣が可能ないように早めに対応するよう努める。

住民側の発言

荒天時、異常時、緊急時の違いは何か。また、いずれの場合にも県の正職員 2 名を派遣するということでよいか。

県側の回答

荒天時は、強風・大雨等が予想され、施設の破損を予防するための対策を実施する必要がある場合をいい、異常時は、管理基準の逸脱など周辺環境に影響を与える可能性のある事態が発生した場合、緊急時は、地震など不可抗力による施設の破損等が生じた事態をいう。だから、予め派遣する場合と、何か起きた場合に派遣する場合と、大きく 2 つに分かれている。いずれの場合も県職員 2 名を派遣します。

住民側の発言(傍聴席より)

マニュアルには、「職員を現場に派遣する」とあるが、ちょっと引かかる。知事は、「皆さんが不審に思うんなら職員を常駐させてもいい」と言った。県の職員が豊島に常駐することで、今非常に細かいところまで議論しているところが解決されると思う。これは要望としてお願いしたい。「県の職員を常駐させる」との言葉から始まった問題であることで原点を見直していただきたい。

岡市会長代理

今の質問は、異常時・緊急時ではなくて、普段はどういう勤務体制なのかということだと思うが、少し説明をいただきたい。

県側の回答

現在は嘱託職員が 2 名いて、土日も含めてカバーできている。それで、緊急時に正規の職員の体制について検討し、異常時・緊急時には正規職員 2 名を派遣することとした。

当初からの問題であったということについては、そういう申出があったということは記録に留めて今後どういった対応が出来るか検討したい。

(5) 情報公開のあり方・スピード化とマニュアルの遵守について

住民側からの提案の趣旨説明

去年の一連の連絡、公表の流れを確認する中で、いろいろと問題が見えてきたと思っている。住民に対しての通知や、情報表示システムでの世間に対する公表していく手続きのあり方の問題である。

一つ目は、何を通知して、何をしないかのルールづくりをすること。住民に知らせることと、公表することの整合性をきちんととること。昨年 8 月から確認していくと、沈砂池 1 からの放流については、住民への FAX による通知は無く、情報表示システムには掲載がある。ダイオキシン類濃度の基準超過について FAX はあったが、情報表示システムへの掲載はなかった。大原則として何を最低限伝えるかはル

ール化する必要がある。これについては、管理委員会で、個別・具体的に調整することとなったのでここでは問題提起だけさせていたく。

二つ目は、事実確認ができるということ。例えば、日報の件。昨日の管理委員会で出された日報では特記事項に記録欄があったが、沈砂池1と沈砂池2の水門の切替への記録を残すというようなこと。それから、「水門の切替へ」とか「放流した」とか具体的な行為をした時は、原則として知らせてもらわなければならない内容と考えている。

三つ目は、評価について。時々いろんな評価が入っている。例えば、12月8日に公定法分析の結果、沈砂池2のSSが管理基準値を超えたことが判明した時に「周辺の山からの雨水が流入した濁りによるものであり、環境への影響はないものと思われます」と書かれている。ところが、12月22日に実はダイオキシン類濃度も管理基準値を超えていたことが判明し、今では、後背地の山からダイオキシンが出る可能性があるというので詳細調査が必要となった。そういう評価みたいな形で公表する部分について何らかのルールの実在性を感じる。

四つ目は、より見やすいように情報を整理すること。11月4日に発表されたダイオキシン類濃度の超過については、一覧表のダイオキシンの数値が赤記されているだけで、見ている人は何が起こったのか全然わからなかった。管理基準値を超えた水が海域に放流されたことを表すものとは読めなかった。

このように、去年の一連の連絡、公表については、非常に多くの課題点があると思っている。今後、管理委員会の場で具体的に課題を整理しながら、改善を求めていきたいと考えている。

県側の回答

情報表示システムへの掲載情報は、直島環境センター所長の責任で出している。昨年台風時には掲載方法に少し混乱もあったが、海域への影響への評価については、やはり情報表示システムに出すには、起こった事実だけでなく、他の客観的な計量データを提示した方がいいと判断し、コメントをつけて掲示した。連絡や公表のあり方については、管理委員会の場で調整していきたい。

住民側の意見

県からの情報は、FAXであったり電話であったりする。私が聞いてその場で了解していても、その全てを住民会議のメンバーに全て伝えられるものではない。今後は電話でした内容をもう1度FAXで流していただきたい。その際、私の回答をつけてくれても結構である。県とのやり取りの内容を全部FAXで送っていただいたら証拠が残って一番いい。大変だと思うがお願いしたい。

県側の回答

極力そういった方向で処理するように対応する。

住民側の意見

ダイオキシン類の情報公開では、「周辺環境への影響はありません」と公表しているが、まず最初に「基準値をオーバーして申し訳なかった」という言葉が先にあって、周辺環境調査の結果等はその後でよかったと思う。周辺海域の潮流は速いから実際影響はないだろうが、基準値を超えた水が放流されたのが事実なので、我々としては非常に気にしている部分である。風評被害の話もあるのでその辺はもう少し公表の仕方を考えていただきたい。漁協や関係市町などに申し訳ないとして説明したのなら、住民に対してもそのようにして貰えたら少しは気が楽になるのだが。

県側の回答

記者会見を開いて発表したが、風評被害等の問題もあって、海域への影響が環境基準に照らしてどうなのかを事実と共に記載した。比較検討できる計量データを合わせて出すようにとの管理委員会の助言もあって、それに「周辺環境への影響はない」という評価を加えて発表したもの。当然、管理基準値を超えたことについては申し訳ないと考えており、漁協等の関係者にはその都度説明とお詫びを申し上げている。表示上、申し訳ないということを県の名前で発表することについては、私どもにお任せいただきたい。

(6) 現場作業員の健康管理状況について

住民側から議題の趣旨説明があった。

処分地の現場作業員は、豊島住民（豊島の地元業者）が下請けとして従事している。一番健康への影響が心配される、いわゆる嫌な危険な場所を担当している。健康管理体制がうまく機能しているのか懸念がある。掘削現場のフェンスのところへ行くと鼻をつくような臭いがあるが、しばらくすると慣れて感じなくなる。それで、中でマスクを外したり、フェンスの外に出ると直ぐにマスクを外すようなことがあるように聞いている。請負業者と下請けの関係に全て任せるのではなく事業全体の管理者としてキチンと対応してもらいたい。

作業環境測定でも最も懸念しているのはダイオキシンで、これについての詳細な調査結果や健康管理の結果も公表してもらいたい。豊島処理事業を行うにあたって2次被害を絶対出してはいけないと考えているのでよろしくお願ひしたい。

また、外部評価は、香川県とクボタを評価してもらいたいことと、やはり抜き打ちでして頂きたい。それが、結局は災害をなくすることに繋がるので、二次災害を、健康を害する者を一人も出さない意気込みで取り組んでいただきたい。

県側の回答

現場作業員の健康管理は非常に重要であると認識しており、健康管理委員会を設置し、保護具の決定や健康診断の評価、作業現場巡視を実施しながら作業環境の改

善に努めている。また、現場の意見も吸上げて、安全保護具について個別具体的に見直しもやっている。着用義務について請負業者には厳しく要求している。健康診断もマニュアルに従い実施し、健康管理委員会の評価を頂いている。

外部評価については、現場で更なる監督をするのではなく、第三者が客観的に現場を見て、どうであるかの助言を頂いて、これからの事業の実施体制をより充実させて行こうと言うものである。監査の手法も ISO の環境マネジメントシステム監査のための指針に準じたものであり、検査機関に任せている。抜き打ちの必要性も監査機関が判断するものと考えている。

住民側の発言

今日、作業員から血中のダイオキシン濃度が少し高かった人がいるようなことを聞いた。先ほども申し上げたが、ベンゼン、トリクロロエチレンとかはデータがでているがダイオキシン類の評価がでていない。現在と一年後のデータを比較できるようにする必要があるのではないかと考えている。

県の回答

健康管理委員会に相談しながら対応することとしている。

住民側の発言

表 2 定期監視調査結果(ダイオキシン類)によると 15.6.3 に 2.8pg-TEQ/m³であったのが、その後値が下がっている。ここだけ高かったのはなぜか。

県の回答

2.8pg-TEQ/m³は掘削現場の地点であるが、その後、散水の実施や石灰は粒形が大きなものを使うとかの対策を講じた後に下がっていったということである。

住民側の発言

作業環境測定法では管理区分指定で測定するのだが、そういう測定はしていないのか。室外であっても、ダイオキシン汚染土壌を掘削するときに管理区分を設けてそれに対応する形で保護具をも含めてやっている例はある。豊島でもキッチンとされた方がいいと思う。

県の回答

掘削現場は法令等の適用はないが、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱に準じて実施している。管理基準値や管理区分を設けて実施しているように思うが、詳しくは資料を確認させてもらいたい。いずれにせよ、健康管理委員会の委員の中には労働基準監督署の課長もおり、労働基準監督署にも相談して実施しているものである。

(1 月 27 日に、直島環境センター所長から中地氏へ回答した。)

住民側の発言

掘削現場でバックホーで作業している方は防じん・防毒マスクはいらぬのか。

県側の回答

重機の運転室は密閉型で中はフィルター付き空調が備わっていることから健康管理委員会の了承のもとにマスク、保護めがね等の着用義務を外している。また、屋外作業員は、タイベックを着用することとしていたが、作業の見直しにより、タイベックを必要とするような作業自体をなくしている。健康管理アドバイザーの巡視は2ヶ月に1回実施し作業員の意見も取り入れているし、健康管理委員会は年2回開催するなど、健康管理については十分配慮して実施している。

(7) **その他の議題**については特に意見が無く、本日の協議会を終了した。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印した。